

貯蓄預金規定



広島みどり信用金庫

2021 年 8 月 1 日現在

【目次】

貯蓄預金規定	2
1. (取扱店の範囲)	2
2. (証券類の受入れ)	2
3. (振込金の受入れ)	2
4. (受入証券類の決済、不渡り)	2
5. (預金の払戻し)	2
6. (自動支払い等)	2
7. (利息)	2
8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)	2
9. (成年後見人等の届出)	2
10. (印鑑照含等)	2
11. (盗難通帳による払戻し等)	2
12. (譲渡、質入れ等の禁止)	3
13. (反社会的勢力との取引拒絶)	3
14. (取引の制限等)	3
15. (手数料の取扱)	3
16. (解約等)	3
17. (通知等)	4
18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)	4
19. (通帳による預金の払戻し)	4
20. (規定の変更等)	4

いつも当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

「貯蓄預金」のお取引については、本規定によりお取扱いしますので、ご一読ください。

貯蓄預金規定

1. (取扱店の範囲)

貯蓄預金(以下「この預金」といいます。)は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立てのためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、この払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しを行いません。

6. (自動支払い等)

この預金口座から各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

7. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。以下同じです。)1,000 円以上について付利単位を 1 円として、毎年 3 月と 9 月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の金額階層区分別の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳を再発行(汚損等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

9. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前 2 項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

11. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 個人のこの預金の取引において、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
 - ② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日(ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知日が、通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

12. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫の書式により行います。

13. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第16条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第16条第5項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

14. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

- (2) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当店に届けてください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前記(1)の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (5) 前記(1)から(4)に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

15. (手数料の取扱)

- (1) この預金口座の預入れあるいは払戻しにあたっては、当金庫所定の手料をいただく場合があります。
- (2) 未利用口座管理手数料
 - ① 当金庫が別に定める条件に該当した場合には、この口座を未利用口座とし、当金庫はこの預金から払戻請求書等によらず当金庫所定の方法により、当金庫所定の未利用口座管理手数料を引落します。
この場合、引落した未利用口座管理手数料は返却しません。
 - ② 前号に該当する預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約することができるものとします。
この場合、手数料の充当に不足が生じても、当金庫はこれを請求しません。
また、解約された口座の再利用はできません。

16. (解約等)

- (1) この預金を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。
- (2) 前項の解約の手続きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の各種確認や資料の提示を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合

- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第 14 条第 1 項もしくは第 3 項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
- ⑤ 第 14 条第 1 項、第 3 項および第 4 項でのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上に亘って解消されないとき
- ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他本号 A から D に準ずる行為
- (6) この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。
- (7) 前 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

17. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
- ② 複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ③ 前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當します。
- ④ 第 2 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

19. (通帳による預金の払戻し)

通帳による貯蓄預金の払戻しについては次により取扱うほかこの規定の他の条項を準用します。

- (1) 原則として当金庫がキャッシュカードを発行している預金者に限り、当金庫の現金自動預入支機(以下「ATM」といいます。)を使用してこの通帳により貯蓄預金の払戻しができます。なお、申出があれば通帳による払戻しをしない取扱いもできます。
- (2) 当金庫 ATM を使用して預金の払戻しをする場合には、ATM の画面表示等の操作手順に従って、ATM に通帳を挿入し、届出の暗証番号と金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (3) 停電、故障等により当金庫 ATM が停止しその取扱いができないときは前項の取扱いはできません。
- (4) この規定に定めのない事項は、キャッシュカード規定により取扱います。

20. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で変更

内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上